

農業委員会委員 一般選挙



4月8日の任期満了に伴い、農業委員会委員一般選挙が行われます。

※選挙区ごとに、候補者数が選挙すべき委員数を超えないときは、無投票となります

◇立候補の受付

- ▶日時＝3月9日(火)8時30分～17時
- ▶会場＝中部コミュニティセンター会議室

◇選挙すべき委員定数

- ▶第1選挙区 (大網・瑞穂・山辺・大和地区)＝7人
- ▶第2選挙区 (増穂地区)＝3人
- ▶第3選挙区 (白里・福岡・清水地区)＝6人

◇投票日・投票所

- ▶日時＝3月14日(日)7時～20時
 - ▶投票所
 - ・第1選挙区＝中央公民館
 - ・第2選挙区＝大網白里アリーナ
 - ・第3選挙区＝農村環境改善センターいずみの里
- ※開票所は保健文化センター

◇投票できる方

町内に在住し、平成21年3月31日に確定された町農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

◇期日前投票

- ▶日時＝3月10日(水)～13日(土)8時30分～20時
 - ▶場所＝中央公民館1階講義室
- 町選挙管理委員会 ☎(70)0397



確定申告は お済みですか

所得税・贈与税等の申告と納税はお済みですか。期限間近になると、税務署・町申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに行いましょう。

△消費税(個人事業者)▽

▼申告・納税期限 3月15日(月)

△所得税と贈与税▽

▼申告・納税期限 3月31日(水)

◇インターネットを利用して確定申告書を作成

国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)で確定申告書の作成ができます。

また、打ち出した確定申告書は、そのまま税務署に提出することもできます。

▼国税庁ホームページ

URL: <http://www.nta.go.jp>

◇所得税・住民税の申告相談

▼日時 3月15日(月)までの(土・日)を除いた9時～11時、13時～16時

▼会場 中央公民館1階講義室
農村環境改善センターいずみの里農事相談室
△注意▽
次の方は東金税務署で申告してください

- ・青色申告をされる方
 - ・譲渡所得(土地、建物、株式やゴルフ会員権などを売った場合)の申告をされる方
 - ・雑損控除を受けられる方
 - ・贈与税や消費税の申告をされる方
- 問確定申告に関しては
東金税務署
☎(52)3121
住民税申告に関しては
税務課住民税班
☎(70)0321

後期高齢者医療制度の 障害認定

障害認定

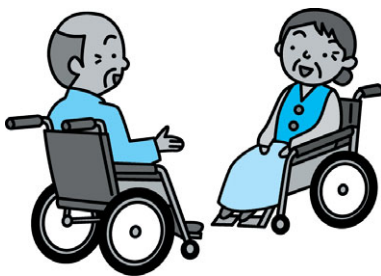
65歳から74歳までの方で一定の障害をお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができません。後期高齢者医療制度に加入することで、従来に比べ医療機関での窓口負担が軽くなる場合があります。

また、平成22年4月1日から「肝機能障害」が身体障害者手帳の交付対象となります。これに伴い、4月1日以降、新たに1～3級の身体障害者手帳の交付を受けた65歳から74歳の方は、申請により加入することができます。

なお、加入するかしないかは自身の選択となっています。

◇加入には

- ・加入するためには手続きが必要ですので、身体障害者手帳等をお持ちの上、窓口でご相談ください。
- ・全ての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます。
- ・74歳までであれば加入後の脱退も可能です。



問・問住民課国保年金班
☎(70)0334
問千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043(308)6768

ねんきんナビ

～人生の節目には年金の届出を忘れずに～

就職や退職、結婚など人生の節目には年金の届出が必要です。届出を忘れると、将来受け取る年金が少なくなったり、受給できなくなったりする場合があります。

次のようなときは必ず届出をしてください。

<年金の届出が必要なとき>

- ・厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき
- ・退職したとき
- ・サラリーマンに扶養されている配偶者(国民年金第3号被保険

者)が扶養から外れたとき
・サラリーマンが65歳になったときの配偶者

※就職したときやサラリーマンの配偶者として扶養に入り、国民年金第3号被保険者に該当するときは、勤務先で手続きをしてください

◎保険料の改正

平成22年4月から平成23年3月の国民年金保険料は1カ月15,100円となります。

問千葉年金事務所 ☎043(242)6320

住民課国保年金班 ☎(70)0334



夜は必ず、起きた直後も歯磨きを

だ液は細菌の増殖を抑える働きがありますが、寝ている間は分泌が減ります。そのため、睡眠中は口の中の細菌が暴れ放題です。

寝る前には必ず歯磨きをして、細菌を減らしておきましょう。

また、起きたときも口の中は細菌でいっぱい。そのまま朝食を食べると細菌を飲み込むことになるので、起きたらすぐにうがいと歯磨きをし、朝食後にもまた歯を磨きましょう。

うがいは口の中やのどにいる細菌を洗い流せますが、歯についている歯垢は落とせません。歯垢の除去には、念入りのブラッシングが必要です。



問健康介護課健康指導班 ☎(72)8321